かたくり通信

福井から原発を止める 裁判の会 会報

◆発行:福井から原発を止める裁判の会◆

■原告団事務局連絡先:松田(090-2037-9322)♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

■弁護団事務局連絡先:笠原一浩弁護士 口座名:福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 記号:00760-6 番号:108539

みどり法律事務所 (0770-21-0252) ♥ご支援をよろしくお願いします!

◆ホームページ: http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード!)



高浜、大飯原発

福井地裁に再稼動差し止め請求

原告らり人が仮処分申し立て

12月5日、福井弁護士会館での会見の様子



既に報道等でご存知のこととは思いますが、さる 12 月 5 日、9 人の方々(審理の場が名古屋高裁金沢支部に移っている差し止め訴訟の原告 4 人を含む)が関西電力の高浜原発、3、4 号機と大飯原発、3、4 号機の再稼動差し止めを求め、福井地方裁判所に仮処分の申請を行いました。

その1週間前の11月27日、大津地裁が大飯・高浜原発のそれぞれ3、4号機の再稼動差し止めを求めた仮処分の申し立てを却下したことから、このままでは再稼動されてしまうという危機感と福井にある原発だから福井地裁で止め

ようということで、有志の方々が急きょ申し立てを行うということになったものです。

私たち「裁判の会」では、この動きを受けて事務局会議において仮処分の申し立てを全面的に応援することを決めました。本来ならば総会議決事項と思われますが、その時間もないことから原告・支援者の皆さんには来春の総会時に事後承認をいただくということでご容赦をお願いいたします。

有志の方々によって「大飯・高浜仮処分福井支援の会」が立ち上げられ、また福井地裁の勝訴判決の原動力となった弁護士さんを含む強力な弁護団が結成されています(河合弘之弁護士、海渡雄一弁護士、井戸謙一弁護士、内山成樹弁護士、青木秀樹弁護士、藤川誠二弁護士、只野靖弁護士、望月賢司弁護士、中野宏典弁護士、鹿島啓一弁護士、笠原一浩弁護士)。次頁のような応援をお願いします。

応援をお願いします!

■カンパのお願い

財政的支援をお願いします。「裁判の会」への支援とは別になりますのでご注意ください。詳細は 同封の趣意書「2014年12月5日 福井地裁に仮処分の申請をしました」をご一読ください。

■第1回審尋後の報告集会参加のお願い

仮処分においては、通常の裁判での「口頭弁論」に相当する手続きを「審尋(しんじん)」と言います。第1回審尋は2015年1月28日の15時から福井地裁で行われます。ただし審尋は一般傍聴はできません。当日は審尋終了後に福井弁護士会館(福井市宝永4-3-1三井生命ビル7階)で報告集会・記者会見を行う予定です。概ね3時頃からを予定しています。参加が可能な皆様にはこちらの集会へ足を運んでいただければと思います。

■情報拡散のお願い

以下に今回の福井地裁への仮処分申立の記事及び大津地裁仮処分申立却下の記事を掲載します。ご 一読の上、この仮処分の動きを周囲の方に伝えていただきたいのです。

福井地裁仮処分申請記事(朝日新聞 12/6)



福井地裁仮処分申請記事(福井新聞 12/6)

(第3種郵便物認可)

危険で、急きょ申し立てを行

144 1286

元品

ナト

再稼働差し止めを求める仮処分を申し立てた後、会見する住民ら 5日、福井市宝永4丁目(中野克規撮影)



高浜、大飯原発

3、4号機、大飯原発3、4号機 審査が進む関西電力高浜原発 員会による新規制基準の適合性 処分を申し立てた。 の住民らが5日、福井地裁に仮 の再稼働差し止めを求め、本県 冉稼働に向け、原子力規制委 (斧辰則

民側が互いに控訴し、

仮処 福井地裁に県民ら 9人

で「原発4基は再稼働が目前に

大阪府の住民ら計9人。申立書

の訴訟の原告を中心に、本県や

仮処分を申し立てたのはこ

勇気のない司法に失望した 仮処分の申し立てが認められ ったと説明。 で止める」と述べた。 福井にある原発は福井地裁 会見で住民側の代理人は、 基本的に関電は4基の 原発を止める

地裁の決定は、楽観的過ぎて てを却下した11月27日の大津 の住民らによる同様の申し立 立てた住民側は5日、 稼働差し止めの仮処分を申し 高浜と大飯原発計4基の再 、滋賀県 員会が早急に再稼働を容認す

険性があるとして「スピード感 と述べた。現実的に切迫した危 識は楽観的。危機感を覚える」 ており、高浜と大飯原発にはゴ サインを出さないという認 地裁の決定をもらいたい」 住民側代理人は

大津地裁決定から

(野尻幸宏

Ш

П

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

うことになる」と説明した。 稼働すれば多額の罰金を支払 原発を動かすことはできず、 裁判所の命令に違反して、 大津地裁が、原子力規制委

る状況にないとしたことに 「川内原発にゴーサインを出し 張などを証拠として福井地裁 の仮処分申し立ての住民側主 止め訴訟の書面や、大津地裁 に提出するという。 飯原発3、4号機の運転差し 8日後に申し立てを行った。 屋高裁金沢支部で係争中の大 今回の申し立てでは、 、名古

決を言い渡した。関電側と住 指摘し、再稼働を認めない判 本県の住民らが起こした訴訟 全性や地震対策の不備などを 入飯3、4号機については、 構造の安 判決は 地震動 井地裁判決の正当性や、 た危険性がある」と主張。 迫っており、現実的に切迫し (耐震設計の目安とな

で福井地裁が5月、

進めようとしている」と非難 なかったかのように再稼働を 電や規制委は福井地裁判決が る地震の揺れ)の策定方法の 不合理性などを訴えていく。 合弘之弁護士(東京都)は「関 住民側弁護団共同代表の河

る」としている。 ておらず、 ないためコメントは差し控え 内容を承知してい 却下している。

う手続き。 の権利を守るため暫定的に行 と時間がかかるため、 仮処分は通常の訴訟で争う

当事者

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

Ш

|した。関電は「申立書が届い|えがたい」として11月27日に る。 急に再稼働を容認するとは考 いて大津地裁が「規制委が早 求めた仮処分の申し立てにつ の住民らが再稼働差し止めを 4号機をめぐっては、 審査書案の作成に入ってい 3、4号機の合格証に当たる は九州電力川内原発1、2号 機 規制委に審査を申請。規制委 飯3、4号機の再稼働に向け、 高浜3、4号機と大飯3、 関電は高浜3、4号機と大 (鹿児島県)に続き、高浜 滋賀県 ħ

ある次回弁論までに全ての主 張、立証を行うとしていて、 控訴審では関電側が2月に 「早期に福井 ▲仮処分第 28 15 時より福井地裁 月 B 回審尋

回口頭弁論 9

大津地裁仮処分申請却下の記事(中日新聞 11/28)

H 準地震動」について関電が 2014年(平成26年) 11月28日(金曜日)

◎中日#

反論しなかったことにも言 高浜原発 福井市 福井県 京都府 愛知県

方、福井地裁は今年五 大飯3、4号機の再稼

現在、

ったが、

ないことなどに触れ、

決定文では、原発の安全 **"、高浜** 差 め

も停止中。関電は昨年七

10

住民側弁護団は

再稼働を目指して新規

勝訴決定に等しい」

と声明

を発表した。

決定ではあるが実質的には

再稼働はあり得ない」と指 れらの作業が進まなければ 性に対する判断は示さなか た避難計画が策定されてい 最大の争点だった「基 原発事故を想定し 早急に再稼働を容認すると 原子力規制委がいたずらに 民側の主張を退けた。 制委の姿勢に踏み込んで住 は到底考えがたい」と、規 存権や人格権が侵害される 過酷事故があれば住民の生 住民らは、大飯と高浜で 請し、原子力規制委が審査

と主張。 目安となる基準地震動を、 は 値でなく平均値に基づいて 関電が過去の地震動の最高 険性を訴えていた。関電側 設定しているなどとして危 安全性は確保されてい 原発の耐震設計の 働差し止めを命じる判決を

「このような段階で 却 制基準への適合性審査を申

阪地裁に申し立てたが、 を進めている。 た必要性はない」 して却下。大阪高裁も今年 全基準を満たしている」と 裁は二〇一三年四月、 ては、関西の住民が運転差 〕止めを求めた仮処分を大 大飯3、4号機をめぐっ 抗告審で 「差し迫っ 安地

対象の原発四基はいずれ 働を目指したい」とコメン とともに、一日も早い再稼 後も安全対策に万全を期す 関電は「妥当な判断。

で差し止める必要性はない」として、却下する決定をした。=関連の面

水めた仮処分の申し立てで、大津地裁(山本善彦裁判長)は二十七日、

高浜原発3、4号機(同県高浜町)=いずれも運転停止中=の再稼働差し止めを 滋賀県などの住民らが、関西電力の大飯原発3、4号機(福井県おおい町)と 「現時点 金沢支部で控訴審を係

大津地裁仮処分申請却下の 直後の会見の様子(福井新聞 11/28)



関西電力の高浜、大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを 求めた仮処分が却下され、報道対応する住民側の井戸謙 弁護士(中央)=27日午後、大津地裁前

▼編集子より:今回の仮処分申請について、 「裁判の会」は今のところ主体ではありま せんが、積極的に応援することとしました。 仮処分の当面のスケジュールは2015年1月 28 日の審尋ですが、この時点でその後の展 開が概ね明らかになると思われます。遠方 の方もぜひ注目してください。もちろん 2 月9日の金沢支部の控訴審もスケジュール に入れておいてください。